

## 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成 21 年 11 月 18 日（水） 18：00 から 20：00  
開催場所 県庁本庁舎第 2 応接室  
出席者 （委員）  
根小田渡委員（委員長）、橋本誠委員、中越利茂委員、戸田文友委員、  
金子努委員、高村禎二委員、武田裕忠委員  
（高知県）  
恩田総務部長、臼井林業振興・環境部長、安岡林業振興・環境部副部長、  
大野森づくり推進課長、久武企画監（分収林改革担当）  
欠席者 森永委員  
司会 森づくり推進課 春山課長補佐

---

（司会）

…委員の皆さま方には、お忙しい中、また日が暮れてからの開催となりましたが、ご出席をいただきましてありがとうございます。

これより高知県森林整備公社経営検討委員会を開催をいたします。

私、森づくり推進課の春山と申します。議事までの間、進行役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、初めに県総務部、恩田部長よりご挨拶をお願いいたします。

（恩田総務部長）

どうも皆さん、こんばんは。このたびは森林整備公社の経営検討委員会の委員を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。またこのような時間にも関わらず、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

この森林整備公社の関係でございますが、実はここにおいでます、根小田委員を委員長にしまして、後、高村委員に入らせていただいております、この 4 月から県の行政改革、新しいプランを今策定をしておる所でございます。これは、今作っている現行のプランが、今年度末で、一応終了するというので、新たに行政改革プランを作るということで、これについては県庁内の、例えば組織、定数をどうするんだとか、後は県の財政の健全化に向けてどういった仕事をするんだというような話とか、県から市町村への権限委譲をどうしていくんだと、このようなことも含めまして、議論させていただいているわけでございます。その中の一つで外郭団体のあり方をどうするんだと、というようなことが大きな方針としてあるわけでございます。その中で、昨日も実は、行政改革委員会の方で検討をさせていただいたわけですが、本県の森林整備公社につきましては、多額の負債がある

というような状況でございます、これは、全国でも同様の状況にあるわけでございます。

そういった中で、ただ一方でこの森林整備公社、ご案内の通り、森林の公益的な機能とか、そういったものを発揮することが必要であります。また、本県にとって森は 84%を占める非常に大切な資源でございます。そういった森を次世代の方々に、バトンタッチしていく、そのような必要性もある中で、この森林整備公社の多額の負債をどういうふうにしていくのか、どういうふうに関業健全をしていくのかというようなことが求められているところでございます。

そういったことで、なかなか親の行政改革委員会の中で森林整備公社の問題について、つぶさに詳細に検討することは、難しいんじゃないかというようなことで、こういった委員会を新たに設けて、時間をかけて、本年度と来年度に時間をかけて、経営改善についてどうしていくのかという議論を賜りたいというような考えでございます。

またご案内のようにこの法人につきましては、社団法人でございますが、公益法人の制度改革というのが 25 年の 11 月までに移行しなければいけないというようなことになっておるところでございます、その中にも公社の背景もそうでございますし、公社の方針、そういったものもきちんと決めていかないと、その公益法人制度改革の中に乗っていくこともなかなか難しいんじゃないかと、いうように考えているところでございます。

また、国の方でもこの公社の公益法人の改革に合わせまして、平成 25 年度までにこういった第 3 セクター等に関しまして、「抜本的な見直しをするように」という通知が出ておまして、その見直しにあたって第 3 セクターの改革債という特別な起債を発行できると、例えば、今まで第 3 セクターとかが、仮に解消されて、その時に損失補償をしている金があって、県からお金を出さなければいけないという処理する場合に、一時に多額の負債が出るということになるわけでございますけれども、県としてはそれについて起債を発行できないということでございますので、一時期に大量の補助金を出すということもなかなか財政的に厳しゅうございます。そういったことで、各県とも将来を見据えながら、徐々に毎年何億円ずつ、例えば補助金を出して行って最終のところ、なかなか一遍に負担が来ないような形の調整をしているということがあるわけでございますけれども、今回 5 年、25 年度までに限り、そういった経営の健全化の方針を示すと同時に、例えば不採算部門につきまして、第 3 セクターの改革債というのを発行して、特別な起債を充てることができると、そんな制度も出来たわけでございますので、そういった活用なんかも、従前に踏まえながらこの森林整備公社の将来の在り方というのを検討していただきたいと考えているところでございます。

本当に長丁場になる検討委員会で、詳細にわたってご検討いただくわけでございますが、是非ともそういった状況にあるということ踏まえましてご審議の方よろしく願いたいと思います。

簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

(司会)

本日の委員会の日程は、お手元の資料の中に添付してあります会次第をご覧になっていただきたいと思いますが、これより恩田総務部長から委員の皆様方に委嘱状を交付させていただきます。総務部長がお席にまいりますのでお受け取りをいただきたいと思います。

(委嘱状の交付)

(司会)

なお、森永委員は、所用のため本日は欠席の連絡を受けております。お伝えしておきます。

次に、第1回目の会でもあり、初対面の方もいらっしゃると思いますので、ここで自己紹介の時間を取りたいと思います。できましたら、まず委員の皆様からお願いをしたいと思います。根小田委員様から時計回りをお願いします。

(根小田委員)

根小田渡と申します。高知大学の方は昨年3月に定年退職いたしました。現在は、パートタイムティーチャー及び、妻の実家の農業の手伝い、そういうことで時間をつぶしておるところでございます。森林の問題とか林業経営の問題についてはあまり明るい方ではありませんが、皆さまにいろいろ教えていただいて何とか役割を果たせればと思っております。よろしく願いいたします。

(橋本委員)

公認会計士をしております橋本と申します。同じく公認会計士をされていらっしゃる武田先生の前で恐れ多いんですけども、高知県の包括外部監査を補助者として去年から担当させていただいております。去年、担当させていただいた森づくり推進課さんの方で、森林整備公社に対する貸付金、賛助金があるということで、お話をいろいろ伺っておるところでございます。よろしく願いいたします。

(中越委員)

梶原町森林組合長の中越です。森林所有者の団体として、梶原町にもこの公社の造林が、契約面積で約500haほどございます。林業は大変厳しいですけども、高知県の84%が森林ですので、よろしく願いしたいと思います。

(戸田委員)

私、今年の6月に高知県森林組合連合会長に就任したばかりでございますが、どうかよ

ろしくお願いいたします。なお、本日は多少風邪気味で、今日病院へは行って来ましたが、とりあえず、新型のインフルエンザではないそうですので、多少咳が出ましてお聞き苦しいことと思いますが、どうぞひとつご容赦をお願いしたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

(金子委員)

高知弁護士会所属の弁護士の金子努と申します。どうぞよろしくお願い致します。平成19年に弁護士登録をいたしまして、現在3年目でございます。実は弁護士になる前の平成14年から平成17年12月まで高知県職員として勤務をさせていただいておりまして、総務部、当時の消防防災課や文化環境部の県民生活課、それから本山土木事務所などに配属をされて、勤務をしておりました。この度、高知県の森林整備公社の検討委員会の委員ということで大変なお仕事をいただいたというふうに感じております。精一杯やらしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(高村委員)

土佐経済同友会、地方行財政改革委員会の委員長をやっております高村と申します。親会の方にも出席させていただいてまして、ちょうど同友会の委員会の方では今話題になってますけど、事業仕分けが「構想日本」さんのやり方をどういうふうにやっていくかというのをテーマにしてたところでしたので、そういうことも踏まえつつ今回、森林公社さんをどういうふうにやっていけばいいかということを検討させてもらえればと思っています。よろしくお願いいたします。

(武田委員)

公認会計士の武田です。森林関係は平成14年のときの経営改善委員会かなんかで委員参加をさせてもらって、報告書を書いた覚えがありますが、また今回も縁があって呼ばれましたので、できる限りのことをしたいと思っています。よろしく申し上げます。

(司会)

続きまして、県の方から自己紹介をさせていただきたいと思っております。何度もすみません。恩田総務部長から。

(県職員自己紹介)

(司会)

そのほか関係する各課から職員が出席をしておりますが、紹介は割愛をさせていただき

ます。

なお、当委員会には特別委員会を置くことができるようになっておりまして、東京平河法律事務所の橋本勇弁護士に特別委員をお願いをしています。本日はおいでませんが、今後必要に応じて全国的な視野でご意見をいただく予定にしております。

次に当委員会の目的や設置要綱について事務局からご説明をいたします。

(事務局)

それでは、久武の方からご説明をさせていただきます。

インデックスを付けておりますが、資料2を見ていただきたい。よろしいでしょうか。先ほど少しご説明をしておりますように、高知県行政改革検討委員会というのがございまして、その中で、今回森林委員会というのを設置して議論していくわけでございます。設置目的は、先ほど言いましたように、行政改革検討委員会については、社会情勢の変化に対応して県民に答えていく、効率的な経営、行政運営をするということを検討するというところでございますが、その中で第5条に「森林委員会」という項目を入れまして、経営が徐々に悪化しておる「社団法人高知県森林整備公社の経営改革について具体的、専任的に検討を行うため、検討委員会のもとに高知県森林整備公社検討委員会を設置する」ということをしております。

資料3をめくっていただきたいと思います。この中で「高知県森林整備公社経営検討委員会運営要領」というのを設けております。目的としては先ほど言いましたように「高知県森林整備公社検討委員会の運営に関して必要な事項を定める」ということでございます。運営につきましては、当委員会については、「委員を8名以内で組織をする」ということでございます。先ほど知事の方から委嘱をさせていただいた通りでございます。それとこの委員の任期については22年3月31日までとなっております。それから委員会の委員長につきましては、委員長の互選、後ほど選んでいただくようになっております。基本的にはこの会については、委員長が召集し、議長になっていただくというところでございます。それから司会の方でもご説明をしましたように特別委員を置くことができるということで、今回は東京の弁護士の橋本先生の方をお願いをしております。それからこの委員には、「必要に応じて特別委員ほか、参考人等から意見を聞くことができる」という項目を付け加えておりますので、必要であればまた呼んでいただいてご意見を聞くということになります。

それから庶務については今回総務部と林業振興・環境部、両方で管轄してまして、行政管理課と我々森づくり推進課の方で処理させていただきます。

それから雑則の中で、今回第1回目でございますので、先ほど申しましたように委員長が召集するということになっておりますが、今回は知事が召集をさせていただきました。

それからまた、この委員会については22年3月31日まででございます。先ほど部長の方からもご説明しましたように1年から1年半くらいかけてご議論をいただくということになっておりますので、来年度以降については、改めてお願いをしたいというふうを考え

ております。ぜひよろしく申し上げます。

(司会)

それでは、議事に入っていただきたいと思いますのですが、まず委員長を決めていただく必要があります。委員長の選出方法につきましては、事務局より説明がありました、経営検討委員会運営要領第2条第3項で、委員の互選によりこれを定めるというふうに規定をされています。いかがいたしましょうか。どなたかご推薦があれば、承りたいと思いますが、無ければ、事務局の方で案を持っておりますけれども、ご提案をしてよろしいでしょうか。

(異議無し)

(司会)

事務局の案としまして、本委員会の親の会でもあります、高知県行政改革検討委員会の会長でもあります根小田委員に委員長をお願いしたいと考えていますけど、どうでしょうか。ご賛同いただけますでしょうか。

(意義なし)

(司会)

ご賛同いただきましたので、根小田委員に委員長をお願いしたいと思います。では、早速ですけども、根小田委員長、委員長席の方に移動願います。

これから先は、委員長が委員会の議長を行うということになっておりますので、これからの議事進行についてよろしくお願いたします。

(根小田委員長)

大変せん越ではございますが、委員長を務めさせていただきます。最初に申しましたように、林業の問題だとか森林の問題に関しては、そんなに明るい方じゃありませんので、やや荷が重いとは思いますが、委員の皆様、是非とも率直かつ活発なご意見をいただいて、私の方は、できるだけ、皆様のご意見の交通整理とまとめ役として何とかがんばっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入りたいのですが、その前にお手元の運営要領第2条第7項で準用いたします設置要綱の第4条第3項ですね、「委員長の職務代理を予め委員長が指名をする」ことになっておりますけど、これにつきましては本日、直ちにということではなくてタイミングを見て私の方から指名させていただくということで、そういう形にしてよろしいでしょうか。

(異議無し)

はい、それではそういうふうにご了解いただいたということで、それから、もう1点ですが、会議の公開についてですけれども、要綱の第4条第6項では、「会議は公開とする。ただし、委員の全員が同意し会長が特に必要と認めるときはこの限りではない。」となっております。会議室のスペースその他ありますけれども、スペースが許す限り、傍聴の要領に従って、一般の県民の方にも傍聴していただくという形になります。会議の公開については、皆さん公開するということよろしいでしょうか。

(異議無し)

はい、これについてもご了解をいただいたということで、公開をしていきたいと思いますが、ただ、非公開で会議を運営する必要があるときには、その都度皆さんにお諮りして決めていきたいと思っております。

それでは、本題の議事に入らせていただきますが、まず議事の2番目の、「高知県森林整備公社の概要、体制、経営状況」について事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、説明をさせていただきます。

森林整備公社について、ご存知の委員さんもおられると思いますが、長くなって申しわけないですが、少し詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の11を見ていただきたい。後ろの方に資料11がございます。少し、全国の流れと、高知県の公社とを対比をしていった方が分かりやすいのかなと思っております。A3のやつを開いていただきますと、真ん中、中央辺りにですね、昭和30年代ということを書いていまして、国の林業政策ということを書いてあります。当時はやはり高度成長に伴いまして木材需要が増大しております。ということで、これに対していろいろ国の方が施策をうってきたと、いうことでございます。それから国の動きを見ていただきたいんですが、昭和33年に分収造林特別措置法という法律ができて、ここの中で針葉樹に転換する拡大造林施策が推進されたということで、こういう特別の法律、特別措置法ができました。

それから「分収林造林事業特別措置法の施行について」ということで、国の方からも要綱が出ておりまして、基本的には、分収造林方式による造林事業を推進し昭和55年までにこの方式により50万町の造成をする」ということでございます。

ここで分収造林事業といいますのは、土地所有者から山をお借りをして、こういう公社等が造林をしていくというような事業でございまして、土地所有者については、一切費用

を持たずに土地を提供していただいて、最終的に分収というか、収益、契約が終わった段階で、その収益をもって分配をするというような事業でございます。これはその下の方で、分収林の事業推進をするということでございますが、現在はほとんど土地所有者4割、公社6割に決まってるんですけども、当時の林野庁長官通達のころから収益分収の割合については国の方で定めています。通常土地所有者4割とそれ以外の造林者、これは森林整備公社に当たるんですけど、6割程度を標準とするというような通知も出ておまして、ということに基づいて分収割合となっております。

それから、「林業公社の設立の許可、その他監督等について」ということで昭和40年に通達が出ておりますが、「公社の目的」というところで、「対象林野」「公社は山間僻地、離島等の未開発地域の林野を対象として、急速かつ計画的に拡大造林を行うとともに、あわせて地元住民の福祉の増進に寄与することを目的とする」というような目的で設立をされています。

それからその下で、「国の公社造林の運営」につきましてということで、2番目に書いてあります「分収造林の対象地域」ということでございます。公社に対しては「国の助成等を行うために対象地域は、国の造林の促進に沿う必要がある。すなわち」ということで、「地理的条件が悪い、経済的価値が低い広葉樹の占める割合が高い地域、自営造林が行える者が少なく林業に依存する割合が高い市町村を含む地域」にこれが該当するということでございます。国の方からこういう通達が出て、基本的には全国的に設立をされているということになります。

それからA3の資料の中ほどを見ていただいたらいいですが、全国の状況といたしまして、高知県が36年にこの森林公社を設立しております。離島を除くと、2番目に古い公社でございます。今現在20年3月末現在で36都道府県に40の公社がございまして、約40万haの造林面積を持っています。累積については1兆1,700億円くらいの累積債務をかかえているということです。このような全国的な状況の下に高知県の林業公社が設立をされています。

右の方を見ていただくと昭和36年に高知県林業公社を設立し、それから45年から第1期計画が平成12年の第7期の計画までずっと造林をしていっております。その中で、いろいろ問題がありまして、平成7年に高知県林業公社活性化検討委員会の提言を受けまして、見直しをしているということ。それから先ほど武田委員がおっしゃられましたように、14年に公的分収林経営改善検討委員会というのも提言をいただいて2回目の検討をしています。それに基づいて15年から公社改革のプログラムが始まりまして、平成19年までやっております。今現在19年に第2期経営実行計画を掲げまして、平成20年から24年までの5カ年計画で事業を進めておるところでございます。

そういった社会的な状況を踏まえまして、高知県の林業公社が出来ました。

それから、資料4にお戻りいただきたいと思っております。先ほども状況等がございまして、高知県の森林整備公社については昭和36年9月に、民法34条に基づき、社団法人に設立



をされております。

2番目の基本財産ですが、3,000万円ございます。3,000万円全てを高知県が出資をしております。社員は高知県以下、市町村等10団体で、市町村以外については四国電力株式会社、それから高知県森林組合連合会、こういう10団体で組織をしております。役員・職員につきましては、理事長、県の職員のOBが今現在就任をしております。理事は11人ございまして、先ほどの社員から理事になっていただいております。

監事については、公認会計士をはじめ、林業関係の専門家を監事として迎えております。職員は現在15名でございまして、県からの派遣職員が4名、プロパー職員が3名、嘱託員が8名で構成をしております。

業務の内容でございしますが、「公社営林事業」というのは、分収林事業を主にやっております。それから、「教育の森造成事業」というのは同じような分収林事業なんですけど、目的が教育、学校の生徒さんたちに山に入らせていただいて、そういう体験をしていただくということでございます。そういう事業もやっております。

それから「森林農地整備センターの造林」ということで、造林事業をしております。

それから県の「県営林事業」についても受託を受けております。というようなことで事業内容をしております。

それから経営別の概要でございしますが、先ほど言いましたように、公社営林と教育の森、ここが実質的には公社が経営をしている面積でございまして、団地数としては1,020団地ございまして、契約については16,000ha以上でございしますが、造林面積としては、約15,245ha、これがいわゆる経営面積で実質的に経営をしているということです。

「森農造林」というのは先ほど言いましたように、昔の緑資源機構の造林者として管理をしているという所が4,000haくらい持っております。基本的には15,000haでございまして。

それから、長期借入金でございしますが、20年度末現在でございしますが、上の方から県の賛助金、今日の新聞やテレビでご覧になった方もおられるかもわかりませんが、県の賛助金が176億円強ございます。県は平成7年度に1年だけ8億円お貸しをしており、県の債権が184億円くらいここでございます。

その下に、公庫の借入金ですが、昔の農林漁業金融公庫、今の日本政策金融公庫、いわゆる公社が造林事業をするためには、国の補助金があるんですけど、補助残を制度融資、昔の農林漁業金融公庫から借り入れるというシステムが国の方でできてます。そういう借入れが今現在81億ございます。最大で、平成11年には107億くらいの残高がございましたが、徐々に返済がきてますので、減ってきてます。

それから、市中金融機関等ですが、これについては13億円強の債務を持っています。

それから、市町村の負担金、6,400万を合わせますと約280億円弱の債務を持っておるというような状況でございます。

それから、資料5を見ていただきたいのですが、公社の業務概要でございしますが、ち

よっととばしていただいて、8ページでございますが、経営別概要というのがございまして、左の方に「2者造林」、「3者造林」、「新3者造林」といって、先ほど申しましたように、分収林事業でございますが、いろんな形態がございまして、2者造林というのは、土地の所有者と公社が契約をした分収林事業です。3者造林といいますのは、森林組合さんが、造林者になって入っていただいて、公社と森林組合さんと土地所有者で3者で契約をする、その際分収割合は、大体こういうふうに決めている。それから新3者造林というのは、高知県独特のものなんです、市町村等が造林費負担者となりまして、土地所有者と公社が契約をして、分収林事業をしているということで、ほとんどは2者の造林なんですけど、少し3者造林とか、新3者造林、特に新3者造林というのは高知県特有の管理の造林事業ということです。

その中で右の方、9ページを見ていただきたいんですけど、先ほど説明した注意書きの中で、3番が先ほど説明しました新3者とか3者造林で、基本的には4番を見ていただきたいのですが、契約期間について、昭和49年くらいまでの造林につきましては約50年の契約を結んでおりました。それ以降の平成2年までの契約については、60年から80年というような形で、段々長期化をしてきております。平成3年以降については80年という契約期間で契約をしております。それから13年については、国の施策がございまして、長伐期化というか、期間を延ばすというような施策がございましたので、80年を目途に契約延長に取り組んでいると、いうようなところでございます。そういう事業をやっております。

少しめくっていただきまして、19ページでございます。収支の関係でございますが、今の会計処理の中では、大きく分けると「事業活動収支」の動き、それから「投資活動収支」の動き、それから「財務活動収支」の動き、3つの部門に分けて、体系的に計算をしております。この中で、事業活動収支の中で、一番右の合計を見ていただくと約1億9千万円弱のマイナスがついております。この中では、少しマイナスが大きいですが、この中の管理費の中には、支払い利息が約2億円強入っているというようなことでございまして、1億9千万円弱のマイナスでございますが、また後ほど説明をさせていただきますが、支払い利息、有利子負債が94億くらいございますので、その利息がこの管理費支出、事業費活動支出の中に含まれておるといって、こういう状態になっております。

それから投資部門については、基本的には固定資産を去年取得してしますので、その分を計上をしていきます。

財務活動収支というのは、いわゆる借入金の収支でございまして、6億3,400万円の借入金の種類については賛助金、県からの賛助金を充当しております。こうしたことで、最終的には収支差額はゼロになっております。

その次に20ページを開けていただきますと、「キャッシュフロー」の計算書でございますが、キャッシュフローの中で事業活動によるキャッシュフローのマイナスが約2億1,800万円強もありまして、ということで、そのためにはI番目の2番目の③、造林起業の増減額、造林起業というのはよく森林資産の評価のことをいうんですが、それが減をして

いるということ。今までの経理処理としましては、資産については補助金以外の借入金を資産に上げるという手法をとっていますので、そこが動くとも増減をするということがございます。当然償還が始まっていますので、その分が減っていくということがございます。そういう厳しい状況でございます。

それから少しとんで申しわけございませんが、28 ページ、29 ページをご覧いただきたい。これについては公社の造林の地理的なもの、市町村ごとに書いてございますが、右の方に合計欄がございまして、全体では1万5,000弱の契約面積がございまして、一番上の方、安芸管内という安芸の事業区は約4,500ha、全体からすると30%が安芸森林事業区内にございます。それから一番下の方を見ていただくと、幡多というところがございまして、幡多だけで6,200くらいございまして、全体の42%を占めています。全体をすると西と東に集中的に公社の造林事業がうたれているということございまして、少し中央部が薄いというような特質をしております。

ちょっととばしまして、36 ページでございます。「形態」ですが、どういう樹種をよく植えているかということでございまして、36 ページの右の上の方ですが、公社造林、2者、3者、先ほど説明しました新3者の樹種別ですが、ヒノキが82%、スギが16%ということで教育の森についても同じく83%、16%、ほとんど8割強がヒノキを植栽しているということで、ヒノキ主体の経営形態になってるということでございます。

次の37 ページを見ていただきたいと思いますけど、「年齢別」、この中で上の方を見ていただくと、VI、VII、VIII、IX、年齢を合わせますと、約8割くらいがこの年齢になってるということございまして、これから収穫期、一応保育時期が終わってこれから収入間伐といいますか、利用間伐が進む年齢になってきたということです。昭和36年に出来てますので全国よりも少し早く年齢が進むというような状態でございます。

次のページ、38 ページでございますが、「土地所有者」とどういう「形態」をしているのかということで、ちょっとカラーでないので見にくいのですが、上の右端に絵が描いておりますけど、単有というのは一人の土地所有者と契約をしている土地が約42%ございます。それから共有、何人かの共有をされてる山が約31%でございます。公社の場合は単有が結構多いんですけども、共有も31%。それから教育委員会の方で所管をしております教育の森でございますが、教育の森については、すごく特異なものでして、国から土地を借りているというのが36%が一番多くて、単有が24%、教育の森ですので、そういう国の関係から土地をお借りしているというような経営状態になっているということです。

それから次の39 ページをご覧いただきたいのですが、「規模別」ということで表示をしております。基本的には一番多いのは、30ha未満が41%でございますが、100ha以上の契約をしているところも1割、10%持つておるということでございます。基本的にはこの傾向については、教育の森も同じような形で、けっこう大規模な造林をしているというところがあるということになるかと思います。

それで次は、資料の6を見ていただきたいと思います。引き続き説明をさせていただきます

ます。

次は「業務報告書」の中ですが、先ほどちょっと簡単に説明をさせていただきましたが、8ページをちょっとお開きをいただきたい。8ページの左の「報告総括表」でございますが、この中の下の方に、「固定負債」ということで、「長期借入金」ということでございます。この中で市中金融機関、四国銀行とか、高知県信用漁業協同組合連合会、それから高知銀行、幡多信用金庫、まあこういう所でお借りをしておる。市中金融機関で一番多いのは、幡多信用金庫から約8億8,000万のお金をお借りをしていると。申しわけございません、6ページの下の方に、「固定負債」というのがございまして、「長期借入金」というのがございまして、先ほど言いましたように13億借りてるんですけども、少し市中の中で、公社としては幡多信用金庫さんから8億9,000万弱の借入をしている。一番多く借り入れているという形でございます。

経理については、また後ご説明させていただきたいと思えます。それから資料の7を見ていただきたい。これが今平成20年度から始めております、「第9期経営計画改善実行計画」ということで、前回の改革プランに引き続いて森林整備公社が作った5ヵ年計画でございます。

1ページを開けていただきたいと思えます。中ほどの中で「平成18年度11月横浜地裁」ということで書いてありますが、横浜の地裁の方で、今まで公社が資金を調達する場合について、県が損失補償をしていたということがございますが、横浜地裁の中で、川崎市の第3セクターの判決が、損失補償については実質的には債務保証になるということで、司法判断が黒に出たという厳しい、地裁でございますが、そういう判例が出たと。それについて、高知県としては真摯に厳しく受け止めてまして、今のところ高知県としては損失補償もやらずに資金調達をして、基本的には損失補償契約を結ばないということでしてます。今のところ市中等々から借りておりません。

それでこの下の方、下から5行目、6行目になりますけども、この「経営改善計画については云々」と書いてまして、計画最終年度である5年後の平成24年度には、事業活動収支、いわゆる経営収支の黒字化を目標として策定をします。いわゆる赤字は垂れ流さない、一次ロスについては据え置いたんですけども、事業をすることによって赤字が増えないという計画を、最終年度の24年度までに作っていくと。そのために高知県独特、最近ほかの県もやられだしたんですけども、1,020団地ございますが、団地ごとに資産査定をしまして、その資産査定に基づいて事業展開をしていくということを考えています。これによりまして、新たに県民負担が生じることは回避するということで、収益性を重視した経営へということで、借入による資金調達ではなく、いわゆる事業収入により事業展開を図っていくという形で、県民に負担をかけないという経営を今始めているところでございます。

次のページを開いていただいて、2ページでございます。「第1期の経営改善計画実行等」、以前、武田委員さんに入っていたいただいた第1期の計画を14年、15年に作っていただいた。

その中で、いろんな形で増収対策とか金利対策、一般管理対策、森林経営対策等いろいろ指摘を受けて、基本的には実行をして一定の方向付けというか、成果を出したということでございます。

それから3ページを見ていただいて、「長期収支計画見通し」ということで「現状・課題」と書いてあるのですが、平成18年度末の中の収支差額で、約28億のマイナスという形で、今のまま事業を展開しても、28億円強の債務が残るという厳しい結果でございます。隣の14年の163億でございますが、先ほども言いましたように若干査定の方が違うので、同一には比較できないんですけども、前回の検討委員会の中でご指摘いただいた改善をしまして、特に金利対策が大きいのですが、そういう改善をした中で、少し改善の意図が見えるというようございまして、今現在でもやっぱり29億弱の債務超過というか、長期収支について黒字にならないというようなことございまして。

次の4ページを見ていただきたいのですが、先ほど申しましたように団地ごとに、すでに投資した投資額と、これから投資をすべき合計額等々を比較をしまして、いわゆる5ランクに分けています。いわゆる金融庁がやっておられる正常債権・要注意債権・破綻債権、そういうようなイメージで書いておりまして、一番いいのはAです。

Aについては全ての借入金、今でいうと280億ございまして全部、団地ごとに債務、借入金がございまして、それについては全て返せるということございまして。Bについては県の賛助金以外の元金については返済が可能。Cについては、県の賛助金以外の元金の半分以上が償還できると。Dについては、利息および元金の一部は返済可能である。それ以外については償還が難しい。Eにつきましては、利息・元金はもとより利息の一部しか償還できない。というようなことで査定をしております。ランク分けについては少し書いておりますように、一般会計で教育の森についてはここには記載をしておりますが、Aについては約43%、面積にして約半分弱くらいがAランクに入る。Bランクについてはまあ25%くらいが入る。合わせると4分の3がA・Bのランクにランクされるのではないかなというように思っております。こういうような事業査定をしながら、収益性の高い、資産効果の高い事業展開を行っていくというようなことの方針で、今会社の方は進んでやっております。

次のページ、6ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど言いましたように、会社の方ではAとBのランクについて、積極的に利用間伐事業、いわゆる収入を上げる事業を展開しまして、収益を上げていくということございまして。但し契約延長と分収割合については、先ほど申し上げたAランクについては債務が返せるということございまして、要請は控えるということで、そういう要請をするよりも先に、収入間伐で収入を上げていくというようなことで計画をしております。

それからA・B以外のC・D・E、ランクにつきましては、基本的には冒頭でも言いましたように、契約延長と分収割合のセットによって事業継続をすると共に、経営改善をとるということで、契約延長と分収割合のセットで事業展開が再開していくというような形で考

えております。

それから中ほどのウでございます。「不成績林・クヌギ造林の解約」としてですが、こういう不成績林とかクヌギ林については収入が期待できません。ほとんどEランクになっている感じなんですけども。これについては支払利息が収益を大きく上回るということでございますので、早期に売却等しながら解約して、外していくというような形で考えております。ただ、今現在解約をしましても、借入をしていますのでその償還財源がないということで、少しペンディングというか、時間がかかっておりますが、そういう形で対応していきたいということでございます。

それから、「土地の所有者等の整理」でございますが、単有もございまして、共有もございまして、長期の契約をしますもので、相続が発生をしたりとかいうことで若干複雑になっておるといことで、ここの整理を積極的にやっというところを今のところ取り組んでおります。

それから7ページを見ていただきたいです。アの「増収対策」といことで、後でまた表に示しますが、各年度にどうい団地で事業をするかといのを少し数字で追っかけてまして、例えば21年度に21団地をして収益を上げていくと。計画的に事業展開を進めていくといことで、少し厳しいですけども団地ごとに計画を作りまして、計画通り事業展開をしていくといようなことを考えております。

それから少しとぶんですが、9ページを見ていただきたいです。9ページの上の方で、先ほども言ったC・D・Eランクについては、原則として計画期間中は事業の中止をするといことにしております。但し、契約延長と分収割合のセットで、土地所有者に協議が整ってそのランクが上がっていった、例えばAランクに上がっていったとい場合については事業展開をしていくといことで、公社についてはこういうランク付けを上げ、事業展開できるような努力をしていくとい計画を作っております。

次、ちょっととんで申しわけございませんが、12ページ見ていただきたい。これから少し具体的に書いているのですが、年度毎にどうい事業をして、どうい収益を上げるかといことでございます。20年度については、利用間伐を約7,000m<sup>3</sup>、約200m<sup>2</sup>の利用間伐で、木材収益も7,000万円くらい収入を上げるとい形で計画をしまして、20年度はすでに終わっており、20年度の計画の中では、14ページの中ほどの「20年度の計画」といのがございます。「支払利息を除く事業活動収支差額」といので、△の8,300万とい計画をしていましたが、新たに国の補助事業等々を導入したといことと、収入の増と、経費の削減に努めまして、このマイナスの8,300万が実績としてはマイナスの3,200万くらいに、5,000万くらい改善が進んでいるといことでございます。たまたま、国からの定額補助事業等を積極的に活用した結果、経費が下がったといことと、少しがんばっていただいて収入が増えたといことで、今のところこの20年度、1年ですけれども、計画通り進んでいます。21年度についても計画通り進めるような形で、少し数字で追っかけていくといような計画を今現在進めているところでございます。

少し長くなりましたが、高知県の公社については以上でございます。

(根小田委員長)

ありがとうございました。

今の事務局からの説明に対して、ご質問等ございませんでしょうか。いかがでしょう。

素人なので質問しますが、資料の5の37ページ。齢級のVI・VII・VIIIですか、VI・VII・VIIIのところが多い。これ、この部分の利用間伐とかいうのがこれから本格的に始まるようなことですか。

(事務局)

すみません、齢級は説明が抜けていましたが、基本的にはVI齢級というのは、26年から30年生、30年物。それから5年ごとのスパンで、一つ齢級が上がることによって、VII齢級であれば31年から35年、VIII齢級であれば36年から40年、IX齢級になると41年から45年。5年スパンで見ていただく。で、収入間伐いうとやっぱり40年とかそこらぐらいで、そろそろ収入間伐ができる材に育ってきてるということでございます。

(根小田委員長)

これまではそういう利用間伐で、事業の中であんまり得られなかったのですか。

(事務局)

そうですね、まだ齢級といたら、木の大きさがまだ収入間伐で収入を上げるような材になってませんので。今までは伐り捨て間伐をやっていました。これから収入が入ってくる時期に、高知県の林業公社については入ってきたということです。

(根小田委員長)

いかがですか、ご質問。もう少し次のテーマについて説明を聞いて、またご質問等伺いましょうか。

それでは3番目の、「国及び県の支援策」について。これも事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

少し長くなるけど申しわけありません。

資料8を見ていただきたい。資料9と8の間に、1枚ペーパーで「林業公社経営対策等に関する検討委員会の概要」と、1枚挟んであると思うんですけど。これに基づいてご説明をさせていただきます。この林業公社の経営対策等に関する検討会と申しますのは、初めて国と地方が、林業公社に対して検討していくということで、地方の方から要望しまし

て昨年11月に立ち上げました。高知県も国の方から委員に選ばれて、うちの臼井部長が委員になっております。

この資料8の32ページをお開きいただきたい。32ページに「委員構成人名簿」というのがございます。総務省の関係する3課長、それから林野庁の3課室長、それから地方代表の5府県で、初めて総務省と林野庁も入っていただいて、地方と協議をする場を設けていただきまして、平成20年の11月にこういう検討会を立ち上げました。9回いろいろ議論をして、その成果がこの報告書でございます。その報告書の概要が、先ほど申しました1枚ペーパーでございます。「林業公社の現状」ということで書いてございますが、先ほど申したように、36の都道府県で40の林業公社が今現在存続しておりまして、約40万haの森林を保有をしておるということでございます。

それから林業公社の経営状況につきましては、ここに書いてありますように、1兆392億円の債務を抱えておると。相対的に高知県だけでなく、全体的に厳しい経営を強いられているということでございます。但し林業公社、また後でご説明しますが、各県の取り組みや各都道府県の支援策等がまちまちでございまして、支援をよくやっている所と、少し支援が薄い所によっては経営状況がかなり厳しいということ。例を出していいのかどうか分かりませんが、ご存知だと思いますけども、滋賀県の公社については初めて特定調停というような形で今現在調停を進めているところでございます。一番厳しいというようなことでございます。

それから、右の方に見ていただきまして、「林業公社の経営及び森林整備の課題」ということで、課題出しを討議をしております。中ボツを見ていただいておりますけども、「経営状況、将来の収支見通し等について検証」。「適確な情報開示を行うと共に、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しを行う必要がある」ということを掲げまして、これについてはこの資料の2ページの2番目の(1)の所に、少し厳しいんですけども、「公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの必要がある」ということで、厳しい指摘を受けているところでございます。

それから経営の対策について、課題でございますが、やはり「林業公社・都道府県が積極的に経営対策を実施する必要がある」ということを、3ページの一番上に書かれていて、まず、その設立団体である都道府県ができる経営対策を積極的にしなさいということでございます。

それを実施する中で、例えば「無利子貸付や利子補給等々を、都道府県においては実施する必要がある」ということも明記をされております。その中で当然先ほどのように、分収割合の見直し等も求められてきているということでもあります。

同じく、3ページの「国の支援・施策」として、②の上から4行目の中で、「公社が一層の経営合理化努力を前提に、国が都道府県と連携し、林業公社の実質的な取り組みを支援し、将来にわたる継続的な林業公社経営が行えるよう、利子負担軽減策、事業コストの削減、収益性の向上に向けた支援策を拡充する」ということで、これについても、やは



りちゃんと支援をしていかなければならないというようなことを書いていただいたということでございます。

申しわけないですけども、先ほどの概要で、下の「林業公社の経営対策及び将来の森林整備の在り方」ということでございます。報告書は4ページからでございます。概要の中で資料の4ページの3の(1)の①の中に、「経営状況等の実態把握と開示」という項目の中で、「最新の公益法人会計基準を早急に適用しなさい」ということを書かれております。但し、林業公社の特異性がございますので、「投資を行ってから利益を得るまでの期間が長期にわたるといふ林業の特殊性等を踏まえ、森林資産の時価の具体的な算定方法についても検討を行う」というようなことで、少し通常のことではだめだと。林業の特異性がございますので、通常の企業や公益法人と同じような資産査定では難しいということございまして、これについてはまた後ほど説明をさせていただきますが、地方の団体、府県の団体、公社等々でそういう基準づくりを国の支援を得ながら作ろうと、今立ち上げようとしているところでございます。

次のところですが、先ほど以来、「林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しを検討する」ということで②に書いてございます。その中で、中ほどの②の上から4行目の中に、林業公社についても「第3セクター等の改革について」という総務省の通達がございますが、その設置を要請した経営検討委員会、この会に当たるんですけども、そういう会を設置して、「経営状況の評価と存廃を含めた抜本的な経営の見直しを行い、その検討を受け、都道府県においては林業公社に関わる改革プランを作成し、確実に実行する必要がございます」ということを書かれております。その中で最終的には、これから改革プランを作っていくって、具体的な経営改善策と、透明性を出しなさいということでございます。

それから5ページの上から3行目でございますが、冒頭総務部長の方からご説明、ご挨拶の中で、「第3セクター等の改革推進債」というのが総務省のほうで支援策として出ております。これについても25年度までという期限付きの措置でございます。それと、新しい公益法人制度への移行が、同じく25年11月までということでございますので、今は公益法人でございますが、今までの高知県の林業整備公社そのままでは、新しい公益法人に移るのはかなり難しいのではないかなということを考えてまして。ただ先ほど申したように、国が制度を作った組織でございますので、ある県が公益法人になる、ほかの県はならない、ということにはございませんので、全国的な対応でやっていきたいと思いますが、公益法人についてはなかなか厳しいところがございますという指摘を受けるところでございます。先ほど総務部長の方がお話ししましたように、平成25年が一つのキーポイントという形になるかと思っております。

それで5ページの「経営対策」ということでございますが、①の中で「また」というくだりで、「林業公社及び都道府県における経営対策の取り組み事例等を情報共有していく」と。今までは各県ばらばらでやっていたんですけど、やはりそういうのは林業公社については各単県の問題ではないということで、各県が情報共有しながらやっていかざるを得な

いということで、その情報共有を図っていかなければいけないということでございます。

それからその下に書いてありますように「更に」という形で、「森林所有者により整備が進みがたい森林の整備を公的機関が担う必要性を考慮すると、分収方式に加え、森林整備に加え、林業公社が不在所有者の森林の整備を受託するなど、地域の実態に応じた役割を担うことが考えられる」と。今までみたいな分収事業だけじゃなくて、やはりそういう新しい役割も担っていかないとだめではないかなということ、公益法人になるためには、そういう新しい事業も展開をしていかなければならないんじゃないか、というようなことを書かれております。

それから「経営対策」としては「林業公社」、「都道府県」ということで、わざわざ項目別に書かれてまして。特に林業公社については下のほうで、「不採算林の整理、それから分収割合の見直し等々を積極的にしなさい」と。都道府県についてはやはり「無利子貸付を、利子補給、管理費の補助等々をやっていくべき」だというようなことを書かれております。

次の6ページでございますが、「利子負担軽減対策」ということでございます。これについては、これは国の施策でございます、A・B・Cという形で書かれております。Aの中では日本政策金融公庫、つまり昔の農林漁業金融公庫ですが、債務整理等を検討しなさい。例えば利率の高いものについて、なかなか繰上償還を認めていただけませんでしたので、そういう制度を作るとか、借り替え制度をやるとか、償還猶予等も視野に入れて対応すべきではないかということ、国と都道府県との協議の中で、ここまで書いていただいております。

それから日本政策金融公庫の活用。かなり国の方が長伐期化というか、期間を延ばしなさいという制度でございますので、長期化をしますと当然、金利をその期間払っていかねばならず、金利負担が増加をしますので、その軽減策も日本政策金融公庫が何らかの対応・措置をすべきじゃないかなということを書いてございます。

それからCの中で、特別交付税の拡充。皆さん今日は新聞等々、テレビで見ていただいたかも知れませんが、これは総務省の方で、今まで平成18年から特別交付税をしていただいていたんですけども、今回委員になって我々地方から声を掲げまして、拡充という形で、具体的にはここには書いておりませんが、そのときの措置率を20%であったものを50%まで、約2.5倍引き上げていただいた。それから上限についても、2億から5億円に引き上げていただいた。それからこの中では明記されておきませんが、県営林化をした所が、岩手県とか大分県が県営林化したので、こういう所についてもこういう特別交付税の措置をしましょうと。それから今回高知県も対象でございますが、「賛助金」という補助金で出してるんですけども、そこをちゃんと整理をすれば特別交付税を見てあげましょうというようなことで。この中の議論の中でそういう拡充策が出てきておきまして、これは6月に出了ので、ちょっとそれ以降に少し事務的に進めた中で、そういういろんな支援策の具体策が出てきておるということでございます。

それから6ページの中の「なお」書きです。ここの文が少し分かりにくいですが、

「林業公社に対する貸付金については、貸付金の回収が確実に認められるものであること等、地方債を財源として貸付を行うことを合理性がある場合については、起債の対象となる」ものである。これは俗にいう転貸債、都道府県が起債を起こしまして、それを財源に公社の方に貸すということで。今までにもあったんですが、そういう制度も使えるものは使いなさいということで、明記をしていただいたということでございます。そういうような形で、いろんなご支援が具体的には出てないんですけども、そういう国と地方が話し合いをした中で、いろんな支援が出てきたというようなことでございます。

少し厳しいですけども、8ページを見ていただきたいと思います。先ほどから説明させていただいたような、いろんな取り組みを行っても、「将来にわたって継続的に林業公社が経営を行うことができないと考える場合については、林業公社についても廃止すること」ということで、我々からするとかなり厳しい指摘を受けています。ちゃんと継続ができなければ廃止も含めて視野に入れなさいということでございます。その際には先ほど冒頭でもお話ししましたように、3セク債等の特例措置を講じておりますので、そういうことを対象に検討してくださいということでございます。

それから、都道府県が公社を継承する。公社を少し縮小しながら、都道府県が対象とする場合については、いろんな整備を図っていきなさいというようなことで、県営林化というか、県が公社の造林を公社に代わって管理をするということも一つの対応であろうというようなことも、事例として一つ残っております。

それで10ページをお開きいただきたい。最後でございしますが、実は国の方がこういう協議をするというのは、今までは応じていただけなかったんですが、今回林業のことで初めて協議をいただいたんですけども、「また」という形で、この検討会の報告書は出たんですが、やはり国とも意見交換をする場を設けるということで、引き続き国との協議を続けるということ、国の方に約束をいただいた。これは最後まで地方の方が要望した案でございしますが、やはり国からの支援を貰っていかなきゃいけない。国の協議の場を設けるというようなことを明記をしていただいております。

それから少し長くなりますが、資料のところで見てください、14ページをお開きいただきたい。林業公社の一覧とデータを書いてございます。設立年月日や、一番右のほうに「ha当たりの借入金残高」という表記がございします。一番下の平均が約267万円、ha当たりの負債が267万円というように。高知県の方は下から7つ目ぐらいですか。184万円ということで、下から8番目ぐらい。38ございしますが、北海道とかは特に除けるということで、38で集計をしています。ha当たりについて、借金についてはそんなにたいしたことはない。これは先ほどの報告書にも書いてありますように、高知県としては無利子の賛助金を投入したりとかということで、負債の増大を止めているということです。一番大きい所については神奈川県が691万1千円と。ここが一番大きかったと思うんですけども、その開きがかなりあるということで、都道府県の支援によっては公社の経営状況が大きく違っているという事例でございします。そういう形で国の方としても、先ほど言いましたよう

に、いろんなご支援策を検討しているところをごさいますて、県としても先ほど申したように、賛助金というような形で支援をしておるといことをごさいます。

長くなって申しわけございませませんが、資料の15をすみませぬ。賛助金のことが今回の議会で出てますし、少しここで説明をさせていただきます。主な高知県の支援策というのは、賛助金といことまでやってきて、これについては昭和36年に公社が出来たんですが、その翌年から賛助金をずっと続けてきてまして、こういう形で議会に出ささせていただきます。今までは賛助金の性格というのは、37年の9月議会、それから14年の2月議会、2回ほど議会の方でご質問がございまして、当時の執行部の方からは、「収入がありましたら償還されるべき補助金といことと考えております」といこと位置付けをしているんですけど。実際的には公社の方は、先ほど経理の方でご紹介しましたように、長期借入金で管理をしていますし、実は高知県の方でも債権管理をしているといこと、出し方が補助金で出しているんだけど債権管理している、中途半端な制度ではございませぬが。無利子といことか、利息を取らずにやっていますので、先ほど言いましたように、38の公社のうちで下から低い方の8番目ぐらいで、債務の状況が続いているといことをごさいます。

今回については、議会にまだお諮りしておりませぬけども、議会の方にもこういう形をかけまして、先ほど言いましたように特別交付税について、当県が部長の方が委員に名を連ねて、そういう制度拡充を…高知県だけが賛助金といこと、ちょっと変わった手法をやっていますが、その中でも高知県の手法については認めていただくといことなんで、今回については貸付金に変更して、特別交付税をいただくように考えた措置をさせていただきますといことと思います。特別交付税についてはその中で書いてありますように、中ほどの下の方に書いております。少し試算なんで、数字が一人歩きして申しわけないんですけども、約2.9億円ぐらい、平年であると貰えるかなと。この中で今までよりも約1.8億円ぐらい、試算ですが増額になるのではないかと。そういう試算については2行目に書いてありますが、公社支援に活用をしたいなといことふうには思っていますが、皆さんのご意見をお聞きをさせていただきますといこと判断をしていくといこと一つと思っております。高知県の支援策としては、一番大きな賛助金といこと支援で。ほかの県は貸付、有利子負債。有利子で貸付を当時はしておったようです。最近になってやっと無利子貸付を始めたといこと形でごさいますて、負債が膨らんでいるようにもなっているといことをごさいます。

少し長くなりましたが、年度での動きでご紹介をさせていただきます。

(根小田委員長)

はい。国及び県の支援策について説明をいただきましたが、ご質問等ございませぬでしょうか。いかがですか。

最後のところをもうちょっと分かりやすく説明を。この11月の議会で…。

(事務局)

すみません、次のページでの説明が抜けてました。

表題の中で、「森林整備公社 賛助金の見直し」という表題でございますが。先ほども言いましたように、本県を含む国との協議の中で、特別交付税の拡充がされましたので、その中で、今まで賛助金という出し方をしています。特別交付税の対象が2番に書いてございますように、有利子負債の支援策。有利子負債に対する都道府県の支援が対象になりますと。それ以外については無利子貸付が特別交付税の対象になるんですけども、高知県の場合は賛助金という形で、出す時に補助金という名目を出しているもので、これについては特別交付税の対象にならないということでございましたが、先ほども言いましたように検討委員会の中でいろいろ議論をしていただく中で、高知県を含めて無利子貸付、いわゆる補助金であったとしても無利子貸付という形で歳出をやり直すのであれば、特別交付税の対象にしましょうと、いうことまで結論をいただきまして、今年夏ごろいただきましたので、それを含めてせっかく高知県が委員になって拡充をいただきましたので、拡充策を受け取るために、本議会で賛助金、今までの賛助金、176億ぐらいございましたが、これを一括に貸付金に変えた。今まで賛助金という補助金で出していたんですけども、それを貸付金という出し方に変えると、先ほどのように特別交付税の対象になり得るということで、そういう方向付けが総務省と協議が調いましたので、少し申しわけございませんが、中ほどの下の方の「補正前」、「補正後」ということでございますが、21年度の当初予算では賛助金約6億3,300万でございますが、今のところ、21年の当初予算の中で利子補給、いわゆる補助金的な部分を、利子助成以外4億4,400万に対して、利子助成として1億8,900万出すようにしております。今まで交付していた賛助金が20年度末で約176億3,800万でございます。これを今度の議会の中で変えていただいて、先ほど言いましたように無利子貸付と利子補給の補助金が特別交付税の対象になるものでございまして、利子助成額で1億8,900万はそのまま補助金という形の出っぱなしの補助金にして、特別交付税の対象にすると。

それからそれ以外の賛助金が出し方が補助金で出しましたもので、特別交付税の対象としては貸付金という科目で出さないと、対象にならないということでございますので、21年度の約4億4,400万、それと、20年度末の残高でございます176億3,800万を合わせた180億強の貸付金という形で予算計上をして、一旦貸しつけてその賛助金を戻してもらおうと。実質的にはお金が出ないのんですけども、出し方を賛助金という補助金じゃなくて貸付金に変えたらいいということなんで、予算措置を変えると、出し方を補助金から貸付金に変えるということを今回の議会で提案をしていくということにしております。

(根小田委員長)

これから？

(事務局)

まだ議会が始まっておりませんので。説明してないのですけれども、そういう措置をすると特別交付税が受けれるということなんで、折角でございますので、そういう措置を受けれるような対応をしていきたいということを考えております。

(根小田委員長)

はい。ということですが。ご意見、ご質問等ございませんか。

(金子委員)

少しよろしいでしょうか。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(金子委員)

金子でございます。賛助金を貸付の項目に振り替えるというようなことのご説明だったかと思えますけれども、形式上とはいえ、180億円を超えるような貸付が行われるということになって、法的に見て背任でなくて、違法な支出というふうに見られる可能性が、厳密に言うが残っているのではないかというふうにも思われますけれども、そのあたりはどのようにお考えか、もしお考えがあったらお聞かせいただきたいと思えます。

(事務局)

いろいろご心配をいただいた中で、いろいろ庁内でも議論しましたし、専門家の方にもご意見をいただいて、賛助金といえども既に出しているお金でございますと。そうすると議会の方には債権としてご報告もしてますし、公社の方も長期借入金という形で科目構成をしておりますので、実質的には新たな支援ではない。というのは既に出したお金をただ単に出し方を、箱を変えるだけだということで、実質的な負担がないと。反対に貸付金にすることによって、特別交付税が増額されるということなんで、そういう恩恵を反対に受けない方が問題が大きいのではないかなというようにご指摘をいただいたのでございますが、先生が弁護士なんでその辺もご意見もいただければなと思うんですけど。

(金子委員)

よろしいですか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(金子委員)

いまのご説明で私も理解できたんですけども、追加の支出を実質的には全く伴わない。ということと、すでに賛助金が返還が予定されているという性質のものであるということ、そういう債権管理の方も今まで県としてやってこられてたと、いうことで、特別交付税拡充の措置を利用するためには必要性が高いと、こういうことでしょうか。であれば議会の議決を経たうえで、そういう振替の手続きをするということは、法的には私の意見では問題ないのかなという、今ご説明を聞いたうえでの意見でございます。以上です。

(根小田委員長)

ほか、何かご質問等ございませんか。もう、そういう方針でやるということにきまっているわけですね。大体。

(事務局)

そうですね。

(根小田委員長)

別にこの委員会がどうこうじゃなく。

(事務局)

委員会というか議会もまだ始まっていませんので、報告をしてご意見をいただいて、方針は決まっているというか、そういうことになってます。だめと言うたらまた違うけれど。

(根小田委員長)

再検討せえ、ということではないと。

(事務局)

先ほど金子先生のお話を聞くと、我々の考えていたことと同じ考え方のご理解をいただいたのかなというふうに思っております。

(根小田委員長)

会計の専門家の方、特に何かご意見ございませんか。

(橋本委員)

私は賛助金と貸付金であると、貸付金の方が返してくださいよという性質のものだと理解しておりますので、賛助金の場合は収入が出たら県に返してくださいということなので、むしろ貸付金にした方が県の側からすると強制力が強まると、いうふうに理解して、

むしろ県も公社も一つという考え方もあると思うんですけど、よりよく対応されてるのじゃないかなというふうに思います。

ちょっと伺いたいのは、特別交付税の対象に貸付金も利子の助成もなるというところで、利子助成補助金を一応出すんやということで、1億8,900万円というふうに区分されておるんですけど、すぐに貸付金という考え方にはならない。これは区分してる理由というのはあるんですか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(事務局)

特別交付税というのは先ほど申しましたけど、無利子貸付と、利子補給額なんですけども、実は貸付金と利子補給額の交付税の算定の基準が違いまして、利子補給については、利子補給相当額の約半分、50%措置をしていただくというご説明をさせていただいたと思いますけども、例えば1億8,900万であれば、この半分が特別交付税措置を受けると。これをもし貸付金にしてしまうと、貸付金の場合は調達金利という発想を国の方がされてまして、各県ばらばらなんですけども、国の方が4月に長プラを対象にして、今年であれば2.25%だったと思うんですけども、2.25%の半分をみるということでございますので、対象を補助金にした方が、もともと補助金で流してますので、特別交付税を多くもらう対象になるということなので、あえて貸付金じゃなくて、補助金でやろうと思います。それと補助金に流すことによって、公社の方も債務が増えないということになりますので、支援策にはなるのかなど。もともと賛助金という補助金で出しましたので、そこは変えてないということなんで。賛助金であれば返してもらおうとか、返してもらわないとか中途半端な世界になってますので、国の特別交付税に合わせた措置に今回は変えた、すると特別交付税の算定の基準になる補助金にした方が多額というか、多くもらえる可能性があるので、そういう措置をしたということでございます。

(根小田委員長)

ほかにご質問等いかがですか。

それじゃあ、次、もう一つ残っておりますので。4の「全国の林業公社の状況」について、これも事務局の方から説明をしていただけますか。

(事務局)

はい。ご説明させていただきます。資料10をお開きいただきたい。この都道府県の全国組織である全国協議会の取りまとめた資料でございます。1ページ目、ページを振ってなくて申しわけございませんが、資料10のインデックスを貼っておるとこ



ろでございますが、経営面積、ずらっと書いておりました、高知県は15,000ha強で、多くもないし少なくもないということでございます。それから一番問題になるのは、一番右の方の「新規造林実施状況」という所でございますが、基本的には高知県の公社も平成12年に休止して、15年に中止という措置をしておりますが、見ていただいたように、新規をやっているところが20年度では5件、21年度の予定では3件になって、ほとんど新規の造林事業はしてないということで、今まで造林をした森林の管理をしているというのが実態だということでございます。

それと次のページを開いていただきたいのでございますが、これについては長期の債務残高でございます。元金と据置利息ということで書いてございますが、一番下の方に公庫と都道府県ということで書いております。今のところ公庫の方が3,110億円。都道府県の方が5,300億円と。当初はもともと公庫の資金しかなかったのですが、公庫の資金の償還期を迎えていますので、各都道府県も貸付をしているということでございまして、本当は都道府県はほとんどゼロだったと思いますが、段々これが逆転をしているということは、ほとんど公募の償還が進みつつあるということで、公社は様々な事業をやってませんし、これから事業をやるのもほとんどわずかな県の固有の事業でございますので、公庫が減ってきて都道府県の負債が増えてくるというふうな傾向になると思います。

それと据置利息で書いてございますが、この中で据置利息の都道府県の中で金利を書いてございます。先ほど、利息の説明をさせてもらいましたけども、ここの金額を書いているということは当時は有利子負債で貸してたと。それが計算すると27の都道府県が過去に有利子負債で貸付をしていたと。今現在据置利息があるんですけども、利息として計算されておることなので。先ほど言いましたように、高知県はゼロでございますので、その意味では公社に対する支援が手厚くできてるのではないかというふうに思っております。

それからもう一つ右のページを見ていただきたいんですけども、「無利子化等」と書いてございますが、むしろほとんどでございまして、そのうちその他ということで今現在でも有利子負債で貸してるところが、一番下の利率のところ9と書いてございますが、9の中には北海道の右の方に横棒を振ってございまして、それも9の中に入れてますので、実際に有利子としてるのは7県でございまして、公庫の金利を上限とか、3%とか、いろんな形をしていますが、まだ有利子で貸してるところがございまして、いうことでございます。

それから償還条件についてはいろんなのがございまして、一定期間超長期で返していくということでございます。要はそういう形でやはり都道府県の資金が流れていかないと、公社が進まない形でございます。

それから次のページをめくっていただいて、上の方に5番と書いてございますが、「林業公社等の取組みの状況について」ということでございます。右の方に「分収割合の変更」ということで書いてございますが、もともとはやはり冒頭でご説明させていただいた、国の方の通達がございまして、土地所有者4割、公社6割ということで出発をしていますが、やはりこの厳しい中で分収割合を変えていこうというような公社が出てきておるとい

とで、実際当時数年前までは文章では出てなかったんですけども、林野庁の方からは4:6を2:8にというような指導もいただいていたところでもございまして、2:8というのはそういうことの流れでございまして。少なくとも7:3とかいうような形で進んでおるところでございまして。

右の方で「進捗」ということで書かれておりますが、進んでない所もございまして、進んでいる所もございましてということで、実は高知県は今のところこういう計画については今のところ5カ年計画の中では分収割合の変更もしなければならないというようなことになっておりますけども、今現在まだ手を着けてないということで、少し他府県の公社からいくと、少し対応が遅れているということもあろうかなあというふうに思っております、全国的な流れとしては、分収割合の変更についての着手をしてきているところではないかなあと思っております。

もう1ページめくっていただきまして、7の「国の支援措置を受けてるかどうか」ということでございまして、左の方の中ほどの3番目に「特別交付税」という欄がございまして、先ほど言いましたように、特別交付税を受けている県が31ございまして。この特別交付税というのは長伐期化をしなければならないなど色々な条件がございまして、そういう施策をやっていない県もございまして、不交付団体もございまして、31のところは何らかの特別交付税を受けてるということでございまして。

そういう形で特別交付税を使って先ほどのように、国の支援を受けた中で都道府県の支援をしているということでございまして。

それで、少し右の方にいただいた「合理化計画」ということでいろいろ書いてございまして、合理化計画の右の端の「活性化資金」という欄がございまして、何かと言いますと、活性化資金というのは、いわゆる無利子貸付のことでございまして、いろんな合理化計画を立てていくと、国の方の政策金融が、例えば半分は無利子の貸し付けにしてあげよう、という制度でございまして、いろんな計画を作っていくことによって、そういう国の施策が受けれると、いうことでございまして、これについても受けてる所、受けてない所がございまして、いろんなそういう合理化計画を立てていかないといかないというふうでございまして、そういうことを立ててない所についてはこういう活性化の資金をいただけない。都道府県の指導もございまして、してない所もございましてということで、いろんな合理化計画を立てながら計画的にやっついこうとことなんで、そういう計画を立ててない都道府県もございまして、ここは千差万別で、都道府県の指導の濃厚というところもございましてというふうに思っております。

全体的にはそういう状態でございまして、各県の支援としては無利子貸付等がメインになっているということでございまして。以上でございまして。

(根小田委員長)

はい、全国の林業公社の様子について説明いただきましたが、何かご質問等ございませ

んか。

大体、先ほど全国一定の差があっても、同じような問題に直面している問題だと。

(事務局)

はい、公社は先ほど言いましたように国から基本的な考え方を作ってますんで、基本的には各県が同じような状態になったと、経営的にはかなり厳しいということで、我々としては各都道府県の責任というよりも国の負った責任が大きいのではないかと考えてるんですけども、なかなかそのところは厳しいところがあって、せっかく交渉の場というか協議の場が出来てますんで、いろいろ地方の声も出していかないといけないと考えておりますし、全国的な流れとしては同じような道をたどる、特にさっきも言ったように滋賀県がちょっと厳しい、特に突出してちょっと厳しい。

(根小田委員長)

滋賀県が。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

滋賀県の長期債務残高の公庫のところはゼロみたいな…

(事務局)

すみません、説明が抜けておりました。滋賀県の公社については特定調停をやってまして、公庫は損失補償してますんで、公社は特定調停に入らなかったんです。結局、免責で債務引き受けをしまして、公社の債務を全部滋賀県が引き受けたということでゼロとなっています。

(根小田委員長)

ああ、そういう形とった。

(事務局)

約1,000億ぐらいあったと思います。形態がちょっと違ったということで。現在は公社には負債がないんですけども、その負債を全部滋賀県が引き受けた、免責的債務引き受けをしたということでございまして、少し特異な状況でございます。

(根小田委員長)

それから、今日初めてやる経営の検討委員会というのは、もう他県も始めてるんですか。

(事務局)

先ほども言いましたように、国との協議の場を受けてやったのは多分高知県が初めてだと思います。

(根小田委員長)

神奈川県が森林づくり公社、平成 22 年の前半解散予定とか書いてあるけど。これは？

(事務局)

これは前回の神奈川県で、解散をするということで議決をしたということで、県営林化をする。神奈川県が公社の山を全部引き受けると。全部管理を引き受ける。債務を全部引き受けるということで公社を整理するという手法をとっております。

(根小田委員長)

公社はそういう形で整理するとか廃止するとかいうのは、今のところ神奈川県だけ？

(事務局)

そうですね。今もうすでに県営化というか公社を廃止したのは岩手県と大分県がすでに県営林化をしています。それから神奈川県が先ほど言いましたように、今年度末で清算をするということで考えています。

これから、先ほど言いましたように総務省の 25 年までの 3 セク債がありますので、3 セク債を使って整理をされるところも出てくるかもしれませんし、そこは高知県の林業公社をそうするのかというがあるんですが、そういう方法も手法としては考えられます。

(根小田委員長)

そういう方式もあり得るわけですね。

(事務局)

そうですね。3 セク債の中で超長期の 30 年の起債を認めていただくことはあまりないもので、そういう制度を使って、金利軽減を図る。ちょっと説明をしませんでしたけど、3 セク債を使うと、その 3 セク債の利率の半分が特別交付税で、30 年間確定をして、みていただくということになっていますんで、地方からすると、金利が例えば 30 年債であれば、高知県であれば、2.4~2.5 だと思いうんですが、半分ぐらいは特別交付税で帰ってきて、1% 前半ぐらいの金利になるという。今も高知県の有利子負債については、30 年については約 2.4% ぐらいと言われてますんで、3 セク債を完全に使うと半分ぐらいになる可能

性も実はあるんです。その辺も含めて今後資料等提出しながら、ご議論いただけたらなというふうに思ってます。

(根小田委員長)

具体的に今日そこまで突っ込んで議論する時間も予定ありませんが、今日のところは現状認識というか、総論が中心で、概括的な全般的な説明をいただいたわけですけども、今後のこの委員会で特に少し申し上げて、検討していけばいいというふうな課題だとかテーマ、もし、ご意見ありましたらお出しいただきたいと思いますが。

(戸田委員)

すみません。

(根小田委員長)

どうぞ。

(戸田委員)

初歩的な質問になると思いますが、金子先生、ちょっとお伺いしたいのは、今までも一応賛助金という形で出たものは、基本的にはこれは貸付金に準ずるものだというご判断なわけですね。ところがここで新たに貸付金ということになりますと、いわゆる債権・債務という点からしますと、その借入金の負担というのは当然返済が前提にあると思うんですが、そうすると、分収林の契約という特殊な事情からすると、いわゆる土地の所有者に対する負担というものも新たに加わってくるんじゃないかという気もするわけですが、その辺のご見解はいかがなものですか。ということは、今もう将来的には分収の比率も下げてもらわなきゃいけないという、一つの前提もあると思うんですが、それ以前に借入金ということになると、当然土地所有者の債務負担というものにも及んでくる部分が出てくりゃせんかという思いがありますが。その辺はいかがなものですか？

(金子委員)

そこは、多分事務局の方がお詳しいと思いますけど、権利・義務の主体というのはあくまでも公社というような理解になるかと思しますので、土地の所有者が貸付金の債務者になるということではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

よろしいでしょうか。

(根小田委員長)

はい。

(事務局)

基本的には我々が考えてるのは、土地所有者の権利関係は持つてると思うんですけども、債権・債務関係については、県と公社の関係なので、先ほど橋本先生がおっしゃったように特定調停をした滋賀県の事例についても、土地所有者については一切関知をしてませんので、我々としては、全くゼロです、ということじゃないですけども、前例から見るとさっき金子先生が言われたように、少し、そこまではいかないというふうには思ってます。ただ、全く影響はゼロかという話になるとそうではない、というふうにはそこは、県と公社の関係だと思います。

(戸田委員)

判例というのがやっぱり基本的にはあると、我々は理解しておって、まあ、大丈夫ということなんでしょね。

(根小田委員長)

よろしいですか。ほか、ご質問、ご意見等ございましたらでしょうか。

(高村委員)

すみません、基本的なことですが。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(高村委員)

元に戻って申しわけないんですけど、資料9の所の左側に毎年の賛助金の額が書かれてるんですが、これと資料7の14ページの所に計画と実績、実績を見た方がいいんですか、決算を見た方が良ければ決算の方でいいんですけど、平成20年の例えば、資料14ページの所に、賛助金の額として、6億6千万円ですね。実際これよりはもう少し減ったような、多分これ決算だったから、減ったような補助金が出るということですが、要するに毎年、毎年6億円から9億円ぐらい大金をずっと県は賛助金として出していて、その賛助金の内訳ってというのは、県の純粋なお金なのかそれとも国がその中にある程度手当してくれてるものがあるのか、そこら辺というのはどうなってます。

(事務局)

賛助金の財源ですか。

(高村委員)

はい。

(事務局)

賛助金の財源は、純粋な一般財源です。県のお金です。はい。

(高村委員)

ということは、まだまだ厳しいということですよ。

(事務局)

そうですね。

(高村委員)

経営改善で、平成 24 年にプラ・マイゼロになってるようになりますけど、これは実際には賛助金が 5 億 7,000 万入って経営改善してると。これで、経営改善と言えるかどうか、私は理解できないんですけども。なんで賛助金をゼロにするように計画を立てないんですか。

(事務局)

先ほど言ったように、公社の収入がまだかなり先でございますんで、公社としては、やっ和高知県の場合は、収入間伐という収入を上げる時期にやっ和来たもので、契約満了になりまして、木を皆伐というか、みんな切って収益を上げて、初めて収入が入ってくる事業でございますんで、まだその年齢まで達してないということでございます。

(高村委員)

いつになったら達するんですか。

(事務局)

80 年。60 年から 80 年経ちますんで、さっきも言ったように、IX 齢級の中では 8 割ぐらい。まだ 30 年ぐらいかかります。

(高村委員)

平成 50 年目途ということですか。

(事務局)

公社の契約が終わるのが、2078年でございますので、そこまでは契約でずっと伐っていくと。収入になるのが2058年ぐらいに収入がピークになります。今2009年なんで、あと45年から50年ぐらいないと収入のピークが来ない。その間までは、先ほども言いましたけども、公庫の約定償還が毎年、毎年来ますんで、その財源がないので県の方が支出をしなければ、支援をしていかないと公社が倒れてしまう。公社の方は市中を含めて、公庫のお金も損失補償をしますんで、公社が払わなければ、県がその損失補償の履行を求めらるということで、県が借金を負わなければならないという契約、そういう金融のシステムでできてるものです。

(高村委員)

ということは、2078年で契約が切れる。

(事務局)

そうですね。最終的に全部終わる。

(高村委員)

全部終わったらどうなるんですか。

(事務局)

今、冒頭にちょっと説明させていただいたこの「5カ年計画」の中で、直収支が28億ぐらいの赤字ということなんで、28億ぐらいが残ってしまうという今の計算をしている。

(高村委員)

28億で済むと。

(事務局)

今の計算の中では28億のマイナスで済む。ただ、だいたい木材価格が上下をしたりとかいうことで変動要素がございますので、今の価格の中で計算をする約28億ぐらいが返ってこないかもしれない。

(高村委員)

今、もしやめた場合いくら赤字になりますか。

(事務局)

今やめると、伐れない。契約をしますんで、伐れないんで今の借金全部残ってしまいます。



(高村委員)

それでは赤字。ただ、上物は県の物ですよ。

(事務局)

県ですけど、契約がありますんで、そこで、60年という契約を結んでますんで、途中で例えば30年とか伐りますと、契約違反になりますんで、基本的にはそういう契約は、途中で契約違反というか、契約があるので途中で伐れない状態でございますんで、契約をしている間は伐れない、伐れない。

(高村委員)

ああ。伐れない所もある。

(事務局)

60年の契約を結んでますんで、それを例えば今40年目だとしたときには、40年で伐っちゃうと、土地所有者は60年になって初めて償還をしていただくということですので、勝手に伐っちゃってですね、ということは今の契約ではできないということです。

契約違反で、どうなるかわかりませんが、都道府県によっては採算のない所については、無償で返せとか、いろいろしてますんで、へたすると、違約金というか、損害金とか、そういうことになり得る可能性もあるということです。

(高村委員)

この、資料9のやつを見ると、180億ぐらいの貸し出しがあつて、非常に厳しいような感じなんですけど、そのうちどんどん、どんどん伐っていくから、バラ色で、それでもマイナス28ぐらいは赤が残るけど、結構この数字はどんどん、どんどん減っていくというふうに思っておけばいいと。

(事務局)

今のところは当然山に木がございますんで、成長すれば一定の資産価値は出てくると思います。今の価格でやったとしても計算上ですけども、実際問題いろいろやり方がございますんで、28億という数字が出てきている、マイナス28億、29億ぐらいが出てきている。

(高村委員)

なるほど。分かりました。後、すごく賛助金が少ない年があるんですけど、それは。ゼロの理由は聞いたんですけど、ほかのところの少ないというのは、なんか、よいことがあったのでしょうか。

(事務局)

推計になりますけど、ときどきの金融事情だとか、財政支援の在り方で、例えば平成 7 年については賛助金という形じゃなくて、市中から金を調達する形で県が貸付金という形で出してますので、ここはゼロという表記にはなってますが、逆に 8 億円というのが正規の貸付金という形で、賛助金はゼロですけど、貸付金が県から 8 億円というのがあるはずと。そういうふうな措置が過去も昭和 30 年代とか 40 年代のころは記録がちょっと定かではありませんが、ときどきの財政支援でやり方なんかによって、変動しているのではないかと思っております。

(高村)

はい、わかりました。

(根小田委員長)

今の高村さんの質問と関係がないかしらんけど、先ほど岩手、大分で公社を廃止して、県営林化したと。その場合、契約方法は、県がまた肩代わりするような形になるのですか。

(事務局)

そうです。いわゆる免責的債務引き受けという形で、今のところは公庫と公社が金銭消費貸借契約を結んでますんで、それを公社の方の債務を免責をして、公庫と県が新たに契約を結ぶ。

(根小田委員長)

所有者、土地所有者との関係もそう？

(事務局)

土地所有者と契約そのものを引き継いで。造林者として今までは岩手とか大分は、公社だった造林者が県になったということです。

(根小田委員長)

同じように、さっきの話で契約期満了が 2078 年ですかね。2050 年あたりまでずっと、そういうのが続いていくわけですね。県が主体になって。

(事務局)

そうです。県によっては、ちょっと詳しくは承知してないですけども、基本的には同じような経営体ですので、大体のところ変わらないと。

(根小田委員長)

木材価格の変動とかいうけど、新規の造林、今まで造林事業をやって、その保育管理をやってきたわけですね。ずっと。そうすると、こういう事態になるのはある面では当然みたいな感じもするんですけど、こういうやり方は。

(事務局)

林業の世界というのは、基本的には植えて直ぐに商品化するものじゃないもので。

(根小田委員長)

ないでしょう。

(事務局)

ええ、やはり投資が一定かかると冒頭でご説明しましたが、国からの通達がございまして、やはり経済的になかなかできない所有者がおられたので、そういうのは公的に少し長いスパンで見えていこうと、いうことだったと思いますんで、すぐに製造業みたいに今日作って明日という商品にならないので、少しその間金利等も重なってくるんですけども、できた時はやはり右上がり、木材価格がずうっと昭和 55 年ぐらいまで、ずうっと右上がりになって上がってましたんで。

(根小田委員長)

だけど、木材価格は、上がったって若い木はできませんわね。利用間伐もできないし、主伐はやるわけですか？

(事務局)

ただ、林業の標準伐期齢という考え方だって、昭和 36 年ごろまでは、スギであれば 35 年に達すれば利用が開始できると、つまりその当時の考え方であれば、適正に保育間伐をしていく中で、30 年ぐらいから間伐したものが適正な価格で売れ始めると。従って公庫の借入金本来契約の末期よりもかなり短いところで返済するように設計されてるのは、そういう理由からだと思うんです。

(根小田委員長)

そこの想定が違った、狂ったと。

(事務局)

ええ。現在はその当時想定していた大きさの木材では、市場で流通しない。もう少し大

きいものでないと、いけないとか、いろいろ事情が変わってきた。

(根小田委員長)

そのところが想定とは違っていると。

(事務局)

当初のビジネスモデルとは大きく変わった。その後、想定以上に市場が変わって来ているというのが、その後追い打ちをかけたというふうなことだと考えられます。

(根小田委員長)

はい、予定の時間がもう来ておりますが、特に今日の概括的な説明に対してこの際どうしても質問ございましたら。ないようでしたら、今後のスケジュールについて事務局の方から。

(事務局)

はい、資料 12 に基づいて説明をさせていただきます。

左側の方が高知県の方です。右側の方は少し全国的な動きを書いております。それで、今年 11 月、左の方の高知県バージョンのところですけども、今日の森林整備公社の検討委員会が設置されて 1 回目が開かれたということで、今年度中に 1 月、2 月に 1 回ずつ、今年度以後 2 回していただいて、計 3 回をしていただきまして、次回の時には、「公社の担うべき役割」とか、「新公益法人移行に伴う可否」とか、「存廃を含めた方向性」を検討していただきたい。それで、2 月には大きな方向性、存続をするのか、廃止するのかというような方向付けをしていただければなど、いうふうに思っております。

先ほど冒頭でも言いましたように、行政改革検討委員会が親というか、基になっており、その検討委員会が 2 月ないし 3 月ごろ予定されてますので、この委員会での報告、結果をその親の委員会に報告していただいて、そこで承認というか、方向性を決めていただければなど、いうふうに思っております。

来年以降については、まだ委員の委嘱も来年の 3 月までなんですけども、計画としては、もし存続ということになれば、具体的な議論をいただきたいなというふうに思っております。

(根小田委員長)

はい。当面、今年度中のスケジュールについて、説明がありましたけど、特にご質問ございませんでしょうか。1 月と 2 月に会議を予定したいと。

(事務局)

今のところ1月、2月でお願いをしたいなど。

(根小田委員長)

はい。それで、日程の方ですけど、委員の皆さまはそれぞれご多忙だと思いますので、委員の皆さんができるだけ多く参加していただける日、時間を事務局の方で調整していただいて、設定させていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。また、連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回も予め資料等事務局から送付していただきたいと思います。よろしく願いします。

では、以上で今日の委員会は終了させていただきます。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。